

主管部	普及広報部
規程番号	tmtu-7

# 会 費 規 程

一般社団法人 東京都トライアスロン連合

2014年 4月 1日 施行

TMTU 会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 7 条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第 2 条 この法人の会費は、下記の通りとする。

- (1) 正会員 年額 4, 0 0 0 円
- (2) 賛助会員 年額 一口 1 0, 0 0 0 円

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は定款第 4 条に定める事業費に使用する。

(会費の納期)

第 4 条 会費の納入は、年 1 回とし、毎年 3 月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

以 上